

神奈川県中小企業制度融資

フロンティア資金（環境・エネルギー対策）

産業廃棄物処理施設 整備資金援助のしおり

融資手続き

取扱金融機関に借入れの申込みを行ってください。

● 融資申込みに必要な書類

- 中小企業制度融資申込書（取扱金融機関に用意してあります。）
- 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書：初めて県信用保証協会を利用する場合
- 財務書類（通常は直近2期分の決算書、確定申告書の控え等）
- 事業税納税証明書（融資申込時に納期の到来した「未納がない」旨のもの）
- 定款の写し、登記事項証明書（商業登記法に係るもの）（法人）又は住民票（個人）：初めて県信用保証協会を利用する場合
- 設備の見積書
- 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可書等の写し
- フロンティア資金（環境・エネルギー対策）対象施設認定書
- NPO法人の場合には別途、書類が必要です。

※ ここに挙げた書類以外にも、金融機関等が書類の提出をお願いする場合があります。

対象施設認定手続き

※ 「フロンティア資金（環境・エネルギー対策）対象施設認定書」が必要です。
各地域県政総合センター環境部に認定申請を行ってください。
（横浜市・川崎市の方は神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課）

◎ 認定申請に必要な書類

（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で施設を整備する場合は2部、その他の場合は1部）

- 1 中小企業制度融資申込書の写し
- 2 フロンティア資金（環境・エネルギー対策）対象施設認定申請書
→ 取扱金融機関に用意してあります
- 3 事業計画書（定められた様式）
- 4 工事見積書、設計書、カタログ等
- 5 廃棄物処理の実態及び将来計画書（定められた様式）
- 6 事業税納税証明書
- 7 施設を設置できることを証明する書類（登記事項証明書（不動産登記法に係るもの）等）
- 8 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書（商業登記法に係るもの）
- 9 その他

| 事項 | 制度 | 神奈川県中小企業制度融資：フロンティア資金（環境・エネルギー対策） 産業廃棄物処理施設整備資金融資 |
|---------|----|---|
| 対象者の資格 | | 県内において原則として引き続き1年以上継続して同一事業を営む中小企業者及びその協同組合等（注1）（注2）で産業廃棄物処理施設（注3）を整備しようとする方 |
| 対象となる事業 | | 産業廃棄物処理施設の新設又は改良事業（施設設置に要する必要最小限の用地取得、造成費、焼却施設の解体撤去費（※）を含みます。） ※ 焼却施設の解体撤去費については、併せて産業廃棄物処理施設を新設する場合に限ります。 |
| 資金使途 | | 運転・設備 ※ ただし、運転資金の利用は借り入れた設備資金の1/2を限度とします。 |
| 融資限度額 | | 2億円 |
| 利率 | | 年利2.1%以内 ※ 経済変動等の事情により変わることがあります。 |
| 融資期間 | | （設備）10年以内 / （運転）7年以内 |
| 返済方法 | | 毎月割賦返済（1年以内の据置可能） |
| 担保 | | 必要に応じて |
| 保証人 | | 法人の代表者は連帯保証人になる。それ以外は原則不要 |
| 信用保証 | | 神奈川県信用保証協会の信用保証が必要です。 |
| 取扱金融機関 | | 銀行（みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・群馬・阿波 ・東京都民・横浜・第四・山梨中央・北陸・静岡・スルガ ・東日本・東京スター・神奈川・静岡中央・八千代） 信用金庫（横浜・かながわ・湘南・川崎・平塚・さがみ・中栄・中南 ・さわやか・芝・西武・城南・世田谷・多摩・山梨） 信用組合（ハナ・小田原第一・相愛） 商工組合中央金庫 |

※ 利率等は、平成29年4月1日現在です。

（注1）中小企業者とは、次の各号のいずれかに該当する方をいいます。

| 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|-------------------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業務 | 3億円以下 | 300人以下 |
| ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業、飲食業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

(1) 資本金、従業員数のいずれかが、上表の要件を満たす会社*及び個人事業者

*「会社」には、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査法人及び行政書士法人は含まれますが、(2)の場合を除き、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等その他の法人は含まれません。

(2) 従業員数300人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人等）

(3) 従業員300人（小売業の場合は50人、卸売業及びサービス業の場合は100人）以下のNPO法人

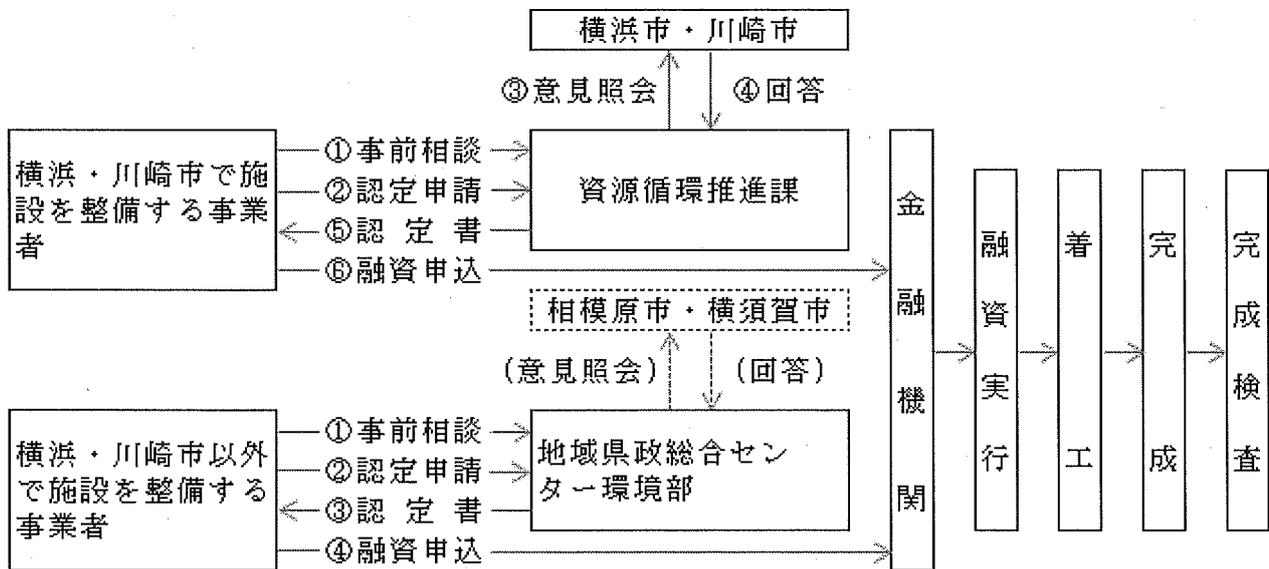
（注2）「協同組合等」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第3号及び第4号並びに第7号から第11号までに該当する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会等を指します。

（例）中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

（注3）産業廃棄物処理施設とは、次に掲げる施設をいいます。

| | |
|---------------------------------|--|
| 1 汚泥の脱水施設 | 13 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 |
| 2 汚泥の乾燥施設 | 14 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 |
| 3 汚泥の焼却施設 | 15 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 |
| 4 廃油の油水分離施設 | 16 最終処分場（埋立処分）における汚水処理施設 |
| 5 廃油の焼却施設 | 17 可燃性廃棄物焼却施設 |
| 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設 | 18 圧縮施設 |
| 7 廃プラスチック類の破碎施設 | 19 破碎施設 |
| 8 廃プラスチック類の焼却施設 | 20 保管施設 |
| 9 木くず又はがれき類の破碎施設 | 21 中継施設 |
| 10 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設 | 22 その他、特に知事が必要と認めた施設 |
| 11 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 | |
| 12 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | |

◆ 手続きの流れ



◆ 問い合わせ先

| 名称 | 所在地 | 所管区域 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課(神奈川県庁新庁舎) | 横浜市中区日本大通 1 (045)210-4147 | 横浜市、川崎市 |
| 横須賀三浦地域県政総合センター環境部 | 横須賀市日の出町 2-9-1 9 (046)823-0210(代) | 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| 県央地域県政総合センター環境部 | 厚木市水引 2-3-1 (046)224-1111(代) | 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 |
| 湘南地域県政総合センター環境部 | 平塚市西八幡 1-3-1 (0463)-22-2711(代) | 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 |
| 県西地域県政総合センター環境部 | 小田原市荻窪 3 5 0-1 (0465)32-8000(代) | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |